

酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例に
基づく違反店舗の公表内容

営業所	名 称	C L U B C O O L
	所 在 地	名古屋市中区錦三丁目14番4号 シャインα錦ビル201号室
被処分者	氏 名 又 は 名 称	株式会社C O O L
	代 表 者 の 氏 名 (法 人 の 場 合)	長野 政治
	主たる事務所の所在地 (法 人 の 場 合)	名古屋市中区錦三丁目14番4号
処 分 年 月 日		令和 8 年 8 月 6 日
行 政 処 分 の 内 容		酒類提供等営業の営業停止60日間 令和8年8月14日から令和8年10月12日まで
根 拠 法 令		酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な 取立て等の規制等に関する条例第10条第1項第1号 (営業停止命令) 同条例第8条、第20条第2項第5号(違法な客引 きを受けた者を立ち入らせることの禁止)
処 分 者		愛 知 県 公 安 委 員 会